

社会福祉法人緑の風福祉会 役員報酬規程

(役員報酬支給基準)

第1条 社会福祉法人緑の風福祉会の理事、評議員及び監事（以下「法人役員」という）が理事長の指示或いは理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、同法人の定款「(評議員の報酬等) 第七条」および「(役員報酬等) 第二〇条」に基づき、「別表：報酬等の支給基準」にしたがって報酬を支給する。ただし、法人役員が法人の管理者である場合には本規程を適用しない。

(理事および監事に対する年間支給総額範囲)

第2条 理事および監事に対して支給することができる額は、各年度の総額が六十万円を超えない範囲とする。

(役員報酬の清算)

第3条 役員報酬は原則として任務終了後清算支払いとするが、必要ある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後清算することができる。

(施行)

第4条 この役員報酬規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表:報酬等の支給基準

1. 役員の報酬/日額

(1) 理事

- ① 理事会への出席 3,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

(2) 監事

- ① 監事による会計監査 10,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

(3) 評議員

- ① 評議員会への出席 3,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

ただし、書面決議等、議を経ずに文書等のみで賛否を表明する場合は半額とする。
法人業務のための出勤には運営委員会を含む

2. 費用弁済

- ① 交通費として 2,000 円
- ② 2,000 円を超える場合は実費とする。

ただし、書面決議、リモート会議等、対面ではない参加形態の場合には支給しない。

3. その他

- ・ 支給額は源泉徴収額を差し引いた額とする。
- ・ 2022年4月1日に遡って支給する。